

蔵理第1592号

昭和31年2月20日

改正 昭和37年 3月10日 蔵理第1930号

昭和40年12月24日 蔵理第4695号

各 財 務 局 長 殿

大蔵省理財局長 河 野 通 一

退職手当債許可方針及び資金運用部退職手当債資金融通要領について

地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）が昨年12月29日公布施行され、同法第12条第1項及び第24条第1項による退職手当債の起債許可並びに退職手当債に対する資金運用部長期資金の融通を行う必要が生じたので、自治庁から起債の許可について協議を受けた場合には別紙1「退職手当債許可方針」により、退職手当債に対する融資については別紙2「資金運用部退職手当債資金融通要領」により処理することとしたから、御了知のうえ、よろしく取り扱われたい。

なお、本件に関しては、あくまでも、各地方公共団体が財政再建又は財政健全化のための一施策として自主的に職員数を減少せしめたものに対する措置であることに留意されたい。

## 別紙 1

### 退職手当債許可方針

地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号、以下「法」という。)の規定に基き地方公共団体が退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため起す地方債(以下「退職手当債」という。)の起債許可方針は次のとおりとする。

#### 第1 起債許可の基本的要件

- 1 職員の退職により当該地方公共団体の財政負担が軽減され、財政の健全化が促進されなければならないものとする。
- 2 職員数の純粋に減少することが将来にわたって確保されなければならないものとする。ただし、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者、(以下「勧奨による退職職員」という。)であって、その勤続期間が25年以上の者については、その補充を行う場合であっても当該地方公共団体の財政状況を勘案のうえ必要と認められる限度において起債対象とすることができるものとする。

なお、市町村に限り、勤続期間25年未満の勧奨による退職職員についても、当該地方公共団体の財政が極めて貧困であり、かつ、当該退職職員が高給者であって、その退職により将来の財政の健全化に著しく寄与すると認められるものについては、起債の対象として考慮する場合があるものとする。

#### 第2 退職手当債の種類

地方公共団体が起すことのできる地方債は次のとおりとする。

##### 1 法第12条の規定に基く退職手当債

財政再建団体が財政再建計画に基く職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職させた職員に支給すべき退職手当を対象とするものであって、財政再建計画の承認があった日から財政再建計画による財政の再建が完了する前年度の末日までの間に退職した職員に支給すべき退職手当に限られるものである。

##### 2 法第24条の規定に基く退職手当債

地方公共団体が財政の健全化を図るため昭和30年度以降において職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職させた職員に支給すべき退職手当を対象とするものとする。なお、財政再建団体についての本項による取扱は次のとおりとする。

- (1) 財政再建団体が支給すべき退職手当で1の退職手当債の対象とならないものであっても、本項に該当するものは、対象とすることができるものとする。
- (2) 財政再建団体が法第24条の規定により起した退職手当債については、財政再建計画の承認を受ける日以前に起したものについては、当該承認の日、財政再建計画の承認の日以後に起したものについては当該起した日以後はそれぞれ法第12条の規定に基く退職手当債となるものとする。

### 第3 退職手当債の範囲

- 1 本起債の対象となる退職手当は、地方公共団体が退職職員に支給すべき退職手当であって、国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)の規定による退職手当に相当するものをいい、それ以外の退職料、退職年金、退職一時金、退職給付等は含まないものとする。  
また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員に支給すべき退職手当に限るものとする。
- 2 本起債の対象とする退職手当は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項に規定する職員(いわゆる一般職に属する職員)に対するものとし、次のように取り扱うものとする。
  - (1) 地方公営企業及び市町村が行う国民健康保険に係る特別会計に従事する職員を除くものとする。
  - (2) 市町村立学校職員給与負担法(昭和32年法律第135号 第1条及び第2条に規定する職員は、当該職員の給与を負担する都道府県の職員に含めるものとする。
  - (3) 臨時職員は、常ようの者(常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が22日以上ある月が通算して6月以上あるもの)に限るものとする。
  - (4) 申請日の属する年度の4月1日から申請日までの間に退職発令済のもの及び申請日の翌日から当該年度の末日までの間に退職する見込が確実であって具体的に退職手当の内容が判明しているものに限るものとする。

### 第4 退職手当債の額

- 1 本起債の対象とする退職手当の額は、原則として個々の退職職員につき当該地方公共団体の退職手当支給に関する条例によって算定された額の合計額を基準とし、国家公務員に対する退職手当の支給の率により算定された額をこえるものは、当該額の範囲内の額を基準とするものとし、次のように取り扱う。
  - (1) 退職手当の額が、国家公務員に対する退職手当の額の計算の基準を下回るものにあつては、その退職が明らかに職制若しくは定数の改廃又は予算の減少によるものと認められる場合には、当該額をもって起債の対象とするものとする。
  - (2) 義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)第2条の規定により国庫負担のある教育職員については本項の定めるところによる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 勤しゅうによる退職職員で第1の2ただし書以下により、起債の対象としうる者に係る場合を除くほか、原則として職員数が純粋に減少することが必要であつて新規採用等による職員数の増加については、それに対応する職員数の退職手当の額に相当する額を控除するものとする。この場合における取り扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 職員数の純減は、一般職員、警察職員、消防職員、教育職員及び臨時職員の別にそれぞれ検討する。

- (2) 義務教育職員のうち、教員(教員担当職員を含む。)については、生徒、児童数の増加に伴う真にやむを得ない職員数の増加は、これを増加として取り扱わないものとする。
  - (3) 市町村の廃置分合又は境界変更に伴い職員数の増減のあった地方公共団体については、前年度末現在員数に当該増減を加減したものを基本員数として純減を検討するものとする。
  - (4) 法令に基く必要やむを得ない変更による職員数の増加があった場合には、前年度末現在員数に当該増員数を加えたものを基本員数として純減を検討することがあるものとする。
  - (5) 特別職又は他方公営企業若しくは市町村が行う国民健康保険に係る特別会計の職員に異動したものは、純減として取り扱わないものとする。
- 3 政府資金の元金の払込に延滞がある地方公共団体又は近来において延滞を繰り返している地方公共団体に対する退職手当債については、地方債許可方針に準じ取り扱うものとする。
  - 4 当該地方公共団体の財政及び金繰りの状況等に応じ、退職手当債の対象となる額から、退職により不要となるべき給与費の一部を控除することがあるものとする。
  - 5 退職手当給与一部事務組合については、当該組合を組織する地方公共団体ごとに上記の諸点を検討の上、当該組合が支給する退職手当の額のうち普通退職手当の額に相当する額をこえる金額を退職手当債の対象とするものとする。

## 第5 退職手当債の最低限度等

退職手当債の許可額の最低限度及び端数単位は、次のとおりとし、端数単位に満たない金額は、切り捨てるものとする。

(地方公共団体の種類)	(最低限度)	(端数単位)
都道府県及び指定都市	20,000千円	1,000千円
指定都市以外の市		
人口20万以上の市	4,000千円	500千円
人口20万未満の市	2,000千円	500千円
町 村	1,500千円	500千円
退職手当給与一部事務組合	3,000千円	500千円

## 別紙 2

### 資金運用部退職手当債資金融通要領

(掲載省略)